

令和7年度第1回あま市総合教育会議 議事録要旨

日時：令和7年7月1日（火）

午後3時から午後4時17分まで

場所：あま市役所 3階 災害対策室2

1 出席者等

あま市	1名（村上市長）
教育委員会	6名
事務局	16名
傍聴者	0名

2 議題

（1）小中学校の水泳授業の実技／学校プールのあり方

【説明要旨（教育委員会）】<資料①_参照>

市内小中学校には、全17校に屋外プールがあり、築年数が法定耐用年数の30年を超えており、老朽化が進んでいる。大規模改修により耐用年数の30年を超えて長寿命化を図ることができるが、6校が未実施。複数校で水漏れが常態化。中には漏水箇所が特定できず漏水している学校もある。現在のプールを大規模改修、又は、解体して新たに建て替える場合でも、多額の費用支出が見込まれるため選択肢になりえない。学校プールを共有して使用することを、令和6年度に検討したが、学校間調整が困難であるほか、プール設置校の負担が不設置校に比べ大きくなる。小学生に中学校プールを利用させることは、安全性が確保できないため、共有できないと結論付けている。

教職員の働き方改革の視点から、学校プールの施設及び水質管理に係る教職員負担はとても大きい。令和6年に高知県で発生した小学生の中学校プールでの溺死事故を受け、子どもたちを安全に見守るための要員確保など、必要な業務量は増加している。近年、プール施設の老朽化により水泳授業の民間委託が増加しており、大治町や蟹江町では全小学校で民間施設を利用している。学習指導要領では小学1年から中学2年までが必修、中学3年のみ選択制とされ、あま市では一部の中学校で中学3年を他の実技科目に振り替えている。

適切な水泳場を確保できない場合は、実技に代えて事故防止の心得を指導できるが、小学校で適用した例はない。今後プール施設が使用不能となった場合の対応としては、①水泳授業を廃止する、②民間施設に委託する、の二案が考えられる。ただし、委託には施設の受入枠の制約があり、他市町の動向によっては廃止へ移行せざるを得ない可能性もある。

【説明要旨（市）】<資料②_参照>

学校プールのあり方について、企画政策課からも提案する。

本市の学校プールは築40年を超える老朽施設であり、更新や維持管理に多額の費用を要する見込みである。このため、令和7年度予算編成において、民間プールの活用や水泳授業そのものの廃止を含め、総合教育会議で議論すべき課題として提起されている。令和7年度は最低限の修繕により使用を継続するが、その後の方向性は今年度中に整理することとなっている。

学習指導要領においては、水泳場の確保が困難な場合には実技を行わないことも認められており、財政状況を踏まえた授業見直しは制度上可能である。他市でも民間委託や授業廃止など多様な対応が進んでおり、本市も費用対効果を考慮した現実的な方策を検討する必要がある。

今後の検討にあたり、①民間委託を行った場合、学習指導要領上の位置付けや成績評価の整合性が課題となる、②授業を廃止する場合、安全指導を含む代替的な学習内容を明確にする必要がある、の2点に留意すべきである。また、小学校では全面的な委託や廃止だけでなく、最低限の改修による長寿命化と授業回数の縮減を組み合わせにより、負担軽減とコスト抑制の両立もが可能と考える。

当該意見は、制度、教育及び財政の観点から段階的見直しの可否を検討するための基礎として整理したものである。厳しい財政状況のもと、持続可能で実効性のある教育行政のあり方として、水泳授業の将来的な方向性について、ご意見を頂戴したい。

【意見交換要旨】

▼ 教育委員会

日頃よりタブレット整備や教室冷房の設置など、多くの教育環境整備に財源を充てていただいていることに感謝する。

本市の全17校のプールは、老朽化や漏水により利用が困難な状況にあり、本来であれば改修や改築が望ましいが、多額の費用を要するため現実的ではない。他市の事例にもあるように、民間プール施設の活用について検討を進める必要があると考える。小学校における水泳は競技性を重視するものではなく、学習指導要領上も安全指導や水慣れの要素が重要である。したがって、小学校では実技を何らかの形で継続すべきと考える。一方で、中学校については、当面は施設が使用可能な範囲で授業を継続し、将来的には廃止も選択肢となり得ると認識する。

また、民間委託の場合、成績評価の在り方が課題となるが、学習指導要領はあくまで学年ごとの到達目標を示すものであり、担任が児童の成長を観察して評価すれば足りると考える。文部科学省も民間活力の活用を推奨しており、制度的に問題はないと認識している。

以上のことから、小学校では実技の継続を前提に民間委託の活用を検討しつつ、中学校は段階的に在り方を見直していくべきと考える。

▼ 教育委員会

授業体制と評価の点について、前者の発言を補足する。

評価はあくまで教員が行うものであり、民間委託となった場合であっても、教員は必ず授業に立ち会い、チーム・ティーチングの形で水中に入る、又は、外から観察するなどにより児童の様子を把握する。実際の技術指導は民間の専門家が担うことになるが、成績評価は教員が十分に対応可能である。

これは外国語授業においてALTが指導を補助する場合と同様の位置付けであり、評価について懸念はないと考える。

▼ 教育委員会

児童生徒の成績評価については、現在も外部講師と教員が協働で授業を行い、教員が評価を担当している実態から、民間委託の場合も対応は可能である。

プール指導については、小中学校ともに実施することが望ましいが、施設の老朽化が進み、漏水等により使用困難な学校もある。中学校では見学者が多い実態があるため、実技の廃止を検討しても差し支えないと考える。一方、小学校では水に触れる機会が少なく、水の怖さや抵抗を体験すること自体に大きな教育的意義がある。したがって、小学生には水に入る機会を必ず確保すべきである。

また、民間プールの使用枠に限界があることを踏まえれば、市内に専用施設を整備し、平日は学校利用、休日は市民利用とすることで収益を確保する方策も検討の余地があると考える。暑い日の川遊びによる事故防止にも資する可能性がある。

要するに、小学校においては水の体験を通じて安全意識を培うことが不可欠であり、その継続を強く求める。

▼ 教育委員会

子どものうちから水に慣れ、水の怖さを体験的に理解することは極めて重要である。泳げるか否かよりも、まず水中で目を開ける、水に触れるといった体験を通じて自然の危険を知ることが命を守る力につながる。座学のみでは身につかず、実際の体験が不可欠であるため、小学校におけるプール指導は必ず継続すべきであると考える。

中学校についても可能な限り従来どおりの実施が望ましいが、施設の老朽化や財政負担の大きさも理解している。したがって、今後は民間プールの活用も選択肢となり得るが、移動や授業編成などに多大な労力を要する点は課題である。

結論として、小学校では何としても水泳指導を継続し、中学校についても可能な範囲で実施することが望ましい。費用面については、民間委託と施設修繕の双方を比較検討し、最も実効性ある方法で指導を継続すべきと考える。

▼ 教育委員会

水泳授業が実施できなくなる時代が来ることに大きな衝撃を受けた。自分自身は当たり前に水泳を学んできただけに、子どもたちの教育格差が徐々に広がっていくことに強い懸念を抱いている。民間で習う子は泳げるようになる一方で、学校での体験がなく水に不慣れな子が増えれば、水難事故の危険は高まる。あま市の教育として安定的に水泳指導を継続し、「本市はこうした教育を行っている」と示せる体制を構築することが必要である。

▼ 教育委員会

保護者の立場からすれば、水泳指導を民間に委託することは有益であると考える。教員は教育の専門家ではあるが、水泳指導には個々の技量差があり、専門の指導者に任せることで授業の質が向上し、子どもにとってより効果的な学習となる。実際に他市で民間プールを利用した児童が大きく上達した事例も聞いている。一方で、費用負担が課題である。学校プールを修繕し続ける支出と、民間委託に一本化した場合の費用を比較検討すべきである。授業回数が減っても、質の高い学習機会を確保するという観点からは、民間委託は有効な選択肢であると考える。

▼ 教育委員会

現行の学校プールを改修して使用し続けることは、多大な費用を要し、委託以上の負担となると考える。過去には国庫補助を活用して各市町村が学校プールや屋外プール、温水プールを整備してきたが、近年は民間施設の活用が主流となっている。理想は、公共温水プールを整備し、学校利用と市民利用を両立させるのが望ましいが、財政的負担は極めて大きい。

したがって、当面の間は、順番に学校プールを廃止したり、授業時数を一部縮減するなどの方法を取りつつ、段階的に民間委託へ移行する方法で検討してはどうか。小学校低学年における水慣れの重要性は否定できず、水泳指導そのものを廃止すべきではないが、全国的な流れを踏まえれば、最終的には民間活用に移行すべきと考える。

▼ 市長

費用面については、学校プールを改修して50年使用する場合と、民間に委託する場合を比較しても大きな差はなく、むしろバス利用の有無などの条件により変動する程度である。したがって、どちらを選んでも費用負担はほぼ同水準と認識している。

水泳授業の在り方については、中学校では廃止も選択肢となり得るが、小学校では一定程度継続すべきと考える。特に低学年においては、実技の意義が大きいと認識するが、高学年になると見学者が増える傾向もあるため、学年ごとの実施範囲を検討すべきである。

また、教員の多忙化や学校事故のリスクを軽減する観点からも、民間委託の活用は有効であると考える。今後は、「全学年実施」、「小学校のみ実施」、「低学年に限定する」など複数の選択肢を整理し、総合教育会議で結論を導く必要がある。さらに、児童や保護者の意向を把握するためにアンケートを実施することも有効であり、方針決定に資するものと考える。

▼ 教育委員会

低学年の児童には「水に入りたくない」と回答する者も想定されるが、未経験のままでは水への恐怖心が残り、適切な学びにつながらない。したがって、水は危険ばかりではなく楽しめるものであることを体験させ、水遊びなどを通じて親しませることが必要である。

したがって、アンケートを実施する場合には、児童の回答をそのまま判断するのではなく、実体験の必要性を踏まえた設計にする必要がある。

▼ 市長

特に小学1～3年生については、水に慣れる経験が不可欠であり、必ず実施すべきと考える。4年生以降をどう扱うかは検討の余地があるが、少なくとも低学年に水慣れをさせることは必須である。

▼ 教育委員会

アンケートの結果次第では4～6年生について水泳授業を実施しない可能性もあるという理解で良いのか。

▼ 教育委員会

アンケートの内容にもよるが、実施するか否かを含め、どの学年で実施するかは、最終的に教育委員会が判断する。

▼ 教育委員会

近年の水難事故の報道を見ると、低学年のみならず中学生にも多く見受けられる。したがって、高学年だからといって水泳指導を不要とするのは安易であり、慎重に検討すべきであると考える。

▼ 教育委員会

学習指導要領に基づけば、水泳授業を実施することが大前提であり、実施の有無を議論するものではない。財政負担や施設の老朽化の問題は事実であるが、子どもに水泳の楽しさや喜びを体験させることは教育上極めて重要である。

猛暑が常態化する中で、水泳や運動の機会を奪うことは教育的に好ましくなく、水泳授業は継続すべきであると考える。

▼ 教育委員会

民間プールに委託する場合には、各校が個別に手配するのではなく、送迎を委託費に含め一体的に実施できるよう検討すべきであると考える。

▼ 市長

学校によっては徒歩で通える民間プールもあり、その場合は送迎バスを必要とせず経費を抑えられる。多くの民間プールは自前のバスを保有しており、それを活用して送迎を行う形になると考える。

(2) 市内小中学校の屋内運動場の空調設備整備

【説明要旨（教育委員会）】<資料③_参照>

市内17小中学校のうち、普通教室の空調設備は全校に設置済みである。特別教室については、令和7年度までに7校で設置を完了し、残る10校は令和8～9年度の2か年で整備を完了させる予定である。

屋内運動場の空調設備は、特別教室整備後に検討する方針である。ガス供給方式が大きな分岐点となり、15校は都市ガス、秋竹小学校と宝小学校はプロパン供給である。避難所としての役割を踏まえると、都市ガスは安定的だが、プロパンは災害時の供給困難が課題となる。さらに、光熱費の増大を考慮し、教育活動や貸館利用、避難所使用のいずれかに限定して稼働させる方法を検討する必要がある。

その上で、屋内運動場への空調設置の要否、設置する場合は市内3地区に1か所ずつとするのか、中学校のみとするのか、全校に整備するのかといった選択が求められる。

【意見交換要旨】

▼ 教育委員会

市内17校はいずれも避難所に指定されていると承知しているが、もしそうであれば本来は空調設備を整備すべきである。猛暑の影響により授業運営にも支障が生じている現状を踏まえれば、空調の導入が最も望ましいと考える。

設置方式については都市ガスかプロパンかの課題もあるが、いずれにしても空調は導入すべきであり、避難所利用時に限らず、学校教育における通常の授業でも使用できるようにすべきである。

▼ 教育委員会

他市の事例によれば、スポットクーラーは騒音が大きく、授業に支障を及ぼし、冷却効果も十分でないため有効とは言い難い。したがって、屋内運動場には通常の空調設備を整備し、体育授業だけでなく学校行事等にも活用できる体制を整えることが望ましいと考える。

▼ 教育委員会

近年の猛暑により、体育授業や学校行事だけでなく、部活動にも大きな影響が出ている。中学校では気温や湿度の上昇により部活動を中止せざるを得ない状況が多く見られ、夏休みにおいても活動がほとんど行われていない。中学生にとって運動はエネルギーを発散する重要な機会であり、これが制限されるのは教育上大きな損失である。

体育館に空調を整備すれば、屋内外の部活動で活用でき、運動環境が改善される。近隣市町においても体育館空調や氷の活用など様々な工夫が進められており、本市としても暑さ対策を前向きに検討すべきである。

▼ 教育委員会

屋内運動場にはぜひ空調設備を設置すべきである。避難所には体の弱い人や病気を抱える人も避難してくるが、エアコンのない体育館では熱中症の危険が高く、安全を確保できない。災害時の避難者の生命を守るためにも、空調は不可欠である。

また、設置後には児童生徒の授業でも活用できるようにすべきである。現在の猛暑下では屋外のみならず体育館での授業も困難であり、体育の学習機会が失われかねない。クラスごとの調整を行えば実施は可能であり、子どもたちの体育授業を確保する観点からも、空調の設置は急務である。

▼ 教育委員会

近隣市町でも整備が進められ、文部科学省も早期整備を促している。したがって、本市においても令和8年度から屋内運動場への空調設置を検討する方針を示すことが望ましい。特別教室の整備を前倒しするよりも、屋内運動場に空調を導入する姿勢を打ち出すほうが、保護者の期待にも応えることになると考える。

▼ 教育委員会

学校の体育授業において空調は必要であるが、光熱費の増大や将来的な設備更新費を考慮すると、全校に整備することが持続可能かどうか懸念している。現時点では効果的であっても、長期的に財政負担が膨らむ可能性を心配している。

一方で、猛暑下で震災が発生した際、避難所に空調がなければ致命的な事態を招きかねない。したがって、防災拠点としての機能確保の観点からも、早期に整備を進めることが望ましいと考える。

▼ 市長

空調設備の導入について、設置しないと言ったことはなく、全校整備を進める方針である。ただし、現状は特別教室を優先しており、その整備完了は令和9年度を予定している。体育館への空調導入については、一度に全校整備は困難であるため、まず3地区にそれぞれ1校ずつ配置する形で段階的に進めたい。設計と施工を含めれば少なくとも2年は要すると見込む。

重要なのは、設備そのものよりも運用方法である。使用時間や基準を定めなければ、効率的な利用は難しい。さらに、都市ガスと電気の選択や、文科省・経産省の補助制度の違いによる費用差（断熱材を含めれば約1億円、含めなければ約7000万円）も考慮しなければならない。

したがって、空調設置は不可欠であるが、費用・方式・運用方法を精査したうえで、早急に方向性を決定する必要がある。

3 その他

第2回総合教育会議は令和8年1月26日（月）午後3時から開催予定。時期が近づいたら改めて案内する。